

盛岡藩領における元禄十五年の飢饉

細井 計

（一九九七年六月三〇日受理）

はじめに

凶作とは農作物の稔が非常に悪い状態をさすが、その原因としては霖雨・低温などによる冷害をはじめ、早魃・風水害・病虫害・霜害などの自然的な災害を中心として、時には野獣による被害の場合もあった。この凶作を契機にして、食糧が欠乏し多数の飢人と餓死者を出す現象を飢饉というが、この現象は前近代社会における人為的な災害ともいってよい。

「きんぱんは人間世界の大変也」といった鈴木正長は、「下野黒羽之執政、而夙有循吏之誉」と評された人物である。その彼は飢饉の対策として、

人たるもの一生の間に憂とすべき事多しといへども、その中に饑饉を第一とせり、これに越し大難はなし、むかしより度々ありし事たれば、書物にかきもつたはり、又は年よりの物語にもする事なれば、此用心をしてきんぱんに備べき食物の貯を、かねてより設置べき事也。

と、貯穀の必要を力説している。

記録の上から知られる日本の飢饉は、欽明天皇二十八年（五六七）から明治二年（一八六九）までの間に大小合わせて二二五回、このうち江戸時代（慶長八年、一六〇三）慶応四年、一八六八）の二六五年間だけでも三五回に達するといふ。この数字によれば、七〇八年に一度の割合で飢饉に襲われたことになる。さらに「農諭」をみると、「近ければ三、四十年の間にあり、遠くとも五、六十年の内には来るとおもふべし」と指摘されているように、一般に近世の飢饉は周期的に襲来したといわれている。中でも享保・天明・天保の飢饉は近世の三大飢饉といわれ、これに宝暦五年（一七五五）の大飢饉を加えれば四大飢饉ということになる。

盛岡藩領の不作の発生回数を見ると、江戸時代を通じた二六五年間に大小合わせて九二回に達している。これは実に三年に一度の割合で不作に見舞われたことを意味している。北奥という寒冷地における水稻経営が、科学的知識や農業技術の未発達とあいまって、いかに不安定であったかを示しているといえよう。減作率が前年比五〇パーセント以上の凶作年は、四年に一度の割合で発生し、さらに飢饉化した年は一七回を数える。これは一六年に

一度の割合で大凶作・飢饉に襲われたことになる。そのうちでも特に、元禄・宝暦・天明・天保の飢饉は被害が甚大で、盛岡藩の四大飢饉と称されている。

筆者はかつて別の機会に、盛岡藩領における元禄八年（一六九五）の飢饉に焦点をあてて考察すると共に、同十三年の不作までを取り上げて検討したことがある。

元禄年間（一六八八～一七〇四）の盛岡藩主は、寛文四年（一六六四）から元禄五年（一六九〇）まで在職した四代南部重信（大膳大夫、大源院）、ついで元禄五年から同十五年まで在職した五代行信（信濃守、徳雲院）、そして元禄十五年から宝永四年（一七〇七）まで在職した六代信恩（備後守、靈巖院）の三人であった。ちなみにこれらの藩主の没年をみると、重信が元禄十五年六月十八日に八七歳で没し、行信は同年十月十一日（六一歳）、信恩は宝永四年十二月八日に三〇歳の若さで没しているので、この元禄・宝永年間（一六八八～一七一）は盛岡藩にとっては大変な時代であったといえよう。

さて、重信が藩主であった元禄初年頃は、元禄元年（一六八八）と二年が不作、同五年が凶作であったが、とりたてて問題となるようなこともなかった。しかし行信が五代藩主に就任した元禄五年以降は、同六年、十年、十一年、十六年の四か年を除くと、あとは連年不作と凶作が続き、同八年と十五年はついに飢饉となった。

そこで元禄八年の飢饉については別稿に譲り、本稿では、同十五年の飢饉に焦点をあてて考察すると共に、その前後の年も取り上げて具体的に検討することしよう。その際、主として盛岡藩家老席日誌である「雑書」をとおして具体的に考察することにす。なお、この「雑書」については、これまで多くの人々の協力を得て、現在、筆者が責任校閲したものが、『盛岡藩雑書』として

第九卷（宝永四～七年）まで刊行されているので、本稿ではこの刊本を利用することにす。

第一節 飢饉を生みだす要因

北奥に位置する盛岡藩は、南の仙台藩境から北は下北半島に至る広大な所領を有していたが、そのほとんどが山林原野によって占められていたため、耕地は思いのほか少なかった。その耕地ですら生産力の低い状態にあった。しかも、天候・気象に起因する自然的な条件や農業技術の未成熟な発達段階などから考えると、盛岡藩領、とりわけ盛岡以北は水稻経営の限界といってもよい地帯に属していた。それにもかかわらず、盛岡藩がつねに財政的基盤を水稻生産力に求め、畑作よりも水田を中心とした水稻経営を強制したのは、当時の幕藩社会が石高制に基づいていたからであり、そのため盛岡藩では気象条件に左右されて、畑作よりも田作を中心に凶作の発生率が高くなったのである。

そのうえ盛岡藩では、徳川家康の側近であった本多正信の著といわれる『本佐録』に、

百姓は天下の根本也、是を治るに法有、先一人／＼の田地の境目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其余を年貢に収へし、百姓は財の余らぬ様に不足なき様に、治る事道なり、毎年立毛の上を以納事、古の聖人の法也。

と記されているように、剰余部分をすべて年貢として収奪しようとする江戸幕府の農民政策を最も忠実に実行したので、「農は納なり」という言葉のごとく、重税にあえいでいた農民の生活は苦しく、そのために凶作の程度は軽くとも、常に飢饉に転化する恐

れをはらんでいたのである。

飢饉は主として自然的な災害に基づく凶作を契機として、食料の欠乏が原因となつて多数の飢人や餓死者を出す現象であるが、しかし、それは単に自然的な災害だけに起因するのではなく、前近代社会における科学的知識や農業技術の未発達、さらには政治・経済といった諸制度とも密接な関連をもっていた。

江戸時代の領主権力は、幕藩制的市場構造の特質に規定されて、飢饉移出ともいふべき領内米の江戸や上方への販売を余儀なくされていた。そして、このことが飢饉を生み出す重要な原因の一つとなっていたのである。一方、凶作時に実施された大名領ごとの津留が、他領の飢饉をいっそう激化させたことも周知の事実である。また、凶作や飢饉の対策にしても、それが領主単位で個別に行われたために、政策のいかんによっては飢饉の程度も大きく異っていた。これらのことを考え合わせると、飢饉は幕藩領主支配のあり方とも深くかかわっており、そういう意味で、前近代社会における人為的な災害であつたともいふことができる。

第二節 元禄七年から同十三年までの概況

元禄七年（一六九四）から同十三年までの様子について、別稿をもとに概観しておこう。元禄七年の盛岡藩領は霖雨・早冷が原因で凶作となつた。次いで翌八年は夏中から冷気が強く小袖を着用し、土用中に霜が降って北風が強いという、典型的な霖雨・早冷による冷害がもとで、ついに飢饉となり、米価が高騰した。

そのため領内の各代官に対して、米雑穀等の他領出し禁止、貯穀奨励、他領者の領内逗留禁止、酒造の厳禁などを伝達すると共に、城下の庶民救済のため十三日町・紺屋町・田町・油町などで払米を実施し、さらに鍛冶町と寺町で盛岡御蔵米を小売りさせ

た。

この元禄八年は典型的な冷害によって、稲の成長が悪かつたため実も入らず、元禄七年までは例年三斗七升入の俵で一四万俵（五万二八〇〇石）ほど所務（年貢納入）していたのに対して、検見の結果では、ようやく四万俵（二万四八〇〇石）も出るかどうかといった状況で、大凶作・飢饉となつた。そのため来春（元禄九年）の参勤を免除された盛岡藩では、その費用をもって飢人の救済に当つたので、餓死者はほとんどなかったようである。

元禄九年（一六九六）は作柄は良かったようであるが、前年の影響を強く受けていたので、代官所管内以外への農民の他出禁止、徒者の防止、火の用心などを代官自からがその管内を巡廻して申し付けるように令した。そしてまた、餓死人の防止と他領者の本所への返送、さらには寄合・徒党の禁止を伝えると共に、たとえ徒者の同類であつても訴人となることを奨励していた。

この元禄九年から同十一年までは作柄も良かったようで、大体一二〜三万俵の年貢収納があつた。ところが元禄十二年になると、霖雨・早冷が原因で再び大凶作となり、例年（二四万俵）に比べて年貢米が六万六〇二〇俵も不足するに至つた。そのため領内の総代官に対しては、米雑穀の他領出し禁止、助命用の貯穀奨励、領内での穀物販売の奨励、他領者の本所への返送、例年の五分の四の酒造制限、農民の他出禁止、火の用心、徒党・博奕の禁止などが申し渡された。

元禄十三年は不作であつたが、前年の影響が強かつたので、元禄九年に出され触とほぼ同様な内容のほかに、伊勢参りなどの他出と酒造が禁止された。そして元禄十二年の大凶作によって発生した飢人は、翌年二月十九日までの間に一万四三二二人、同年三月までで二万七八六人に達していた。この飢人数は藩から救助米が支給されたもののみであるから、現実にはそれ以上になつてい

たものと考えた方がよからう。

第三節 元禄十四年の凶作

元禄十四年（一七〇一）の盛岡藩領は、前年の不作について凶作となった。五代藩主南部行信（信濃守）の名前で提出された凶荒報告書をみると、次のように記されている。

覚

一 私領内物成米三斗七升入拾四万俵程、元禄七年迄所務仕候之処、同八年以後より毎年式万俵、三万俵宛致不足、就中当夏土用中毎日雨降冷、稻長兼、其上七月十七日、十八日風雨強、同廿九日北風吹申候付稲実入悪敷、当年納米四万九千六百八拾俵余不足御座候、尤畑方并家中へ為取置候知行も、右応不作仕之由、従在所申越候付御訴申上候、以上十一月七日 南部信濃守

右からもすでに明らかかなように、夏の土用中から毎日雨が降り続いて低温となった。そのため稲が成長せず、そのうえ七月の十七日と十八日は風雨が激しく、同二十九日には北風が吹いて稲の実入りが悪く、ついに年貢米の不足分が四万九千六百八〇俵余（一俵三斗七升入）に達した。これは元禄七年当時の年貢収入一四万俵の約三五パーセント減であった。

このように元禄十四年も凶作であったので、九月十四日になると、米留役人に対して

当年（元禄十四年）御領内不作付、他領出米為差留候、御境目へ其方共被遣候之間、致方之儀は仲間遂相談、其所ニ応し可

然様可仕候、尤御百姓共ニも申付、他領出米捕候ハ、御褒美可被下候、若隠密仕通候もの有之ハ、急度可被仰付段可申触候、捕候米は御取上被成候之間、此旨可被相心得之由

が申し渡された。そして米留役人が鬼柳境、安俵境、気仙境、奥筋、八戸境、志和境のそれぞれに派遣されている。

第四節 元禄十五年の飢饉

元禄十五年（一七〇二）は八月に閏月があつて「秋遠く、盆後」から気候も良くて稲の花が咲きはじめ、残暑も相応であつたので、八月の中旬頃までには、すべての稲花も咲き終るだろうと予測されていた。ところが思いのほか八月上旬から霖雨がうち続き、同十三日の夜中から「辰巳（南東）大風雨震動して吹嵐し、街道並木夥しく吹倒し人馬の往来を留む、田畑悉く損し実のりなし」といった状況で、ついに飢饉となった。さらに「雑書」元禄十五年八月十二日条をみると、より詳細な記述が次のようである。

（元禄十五年）
当夏より天気不順、六月始より六月中日数十五日雨降、七月一日より日数十四日雨降申内、十六日北風、廿九日巽大風、八月朔日大風、同晦日北風、同数十二日雨降、至当月も朔日より去十一日迄之内八日打続雨降、殊之外冷申候故、御領内耕作へ当り愈田畑共作も悪敷、山根通八月十七日霜降候

右からもすでに明らかかなように、元禄十五年は天候が不順で冷害となった。しかも前年の元禄十四年も凶作であつたので、同年十二月二十五日から翌年二月九日までの飢人は、野辺地代官所管

内で五一〇人、福岡で五四七人、田名部で三六六人、栗石で二二人を数え、四代官所の合計で一〇五五人であった〔雑書〕元禄十五年二月十六日条、以下においては「雑書」を省略して年月日のみを記す。これらの飢人には、次のような割合で「御助米」（救助米）が支給された。

- 一 男一人一日貳合之積^①
- 一 女一人一日壹合五夕之積^②
- 一 四歳より拾歳迄之子共一日壹合之積
- 一 乳呑子持申女一日貳合之積、是は常之女扶持遣候てハ不足可仕候条、不便被 思召旨、先年 行信様御意付男扶持同前ニ相渡申旨、以書付江戸へ申上^③

特に乳呑児をもっている女性は、一日一合五勺の救助米では不足するので、男扶持同様に一日二合の割合で救助米が支給されていたのである。

元禄十五年二月二十日になると、花巻と田瀬境へ米留役人が派遣された。この役人には「去年十一月廿五日之夜、遠野方へ無手形米付出し候を見懸、依御役儀一命捨候」といった事件を契機にして、「向後百五十拾石位之ものに御足輕四、五人も借遣、尤所ニ寄場広ニて人数も入申所へは、貳百石位之者」を派遣することになった^④。

一方、米穀の不足によって飢人はしだいに増加し、元禄十五年の正月から三月十六日までの間に二八五三人となったことを、四月十三日に老中阿部正武に報告している^⑤。この飢人数については、一部期間の重複があつて不正確なところもあるが、二月九日までの飢人一〇五五人と合算すると三九五八人に達した。七月になると、公儀では困窮している庶民を救済するため、酒造米につ

いて次のような「覚」を出している。

覚

- 一 当午^①酒造候儀、寒造之外新酒一切停止たるへき事
- 一 当暮寒造之酒分量之儀、元禄十五年酒造米之五分一たるへき事
- 一 古来より人も存、造酒計家業ニ仕来候所々ハ、書付ヲ以御勘定所へ相伺候上、丑ノ年酒造米高三分一之積可造之事^②
- 一 来未ノ春右米高之外、造懸候儀可為停止事
- 一 家業之外酒造候は一切停止たるへき事
- 一 右之通諸国共ニ堅可相守、若違輩之輩於有之は可為曲事候間、所々奉行・御代官、私領は地頭より念ヲ入相改、相違無之様可被申付、来未年酒造米之員数ハ来未年中可被相伺候、已上^③

午七月^④

さて盛岡藩では、元禄十五年も七月二十八日からは長雨となつた。特に領内最北の北郡（下北郡）の田名部では風雨が強く、「大分損毛ニ御座候」（元禄十五年八月二十一日条）といい、野辺地代官所管内でも「田畑共吹枯実入無御座」といった状況を呈し、隣国の弘前藩領でも不作のため、米穀の他領移出を禁ずる津留を實施するに至っている（同年八月二十八日条）。こうして長雨になつたので、藩当局では八月晦日、盛岡五山（永福寺・聖寿寺・東禅寺・教浄寺・報恩寺）の筆頭であつた真言宗の永福寺に対して、「止雨之御祈禱」を命じている。ついで閏八月一日には北上川が洪水となり、夕顔瀬の土橋は東側二間が落橋したので舟渡しとなつた^⑤。そして閏八月二十二日には、次に掲げるような凶荒報告書（閏八月十三日付）を老中阿部正武に提出した。

覺

私領内当六月始より雨降、猶以土用中打つゝ甚雨にて冷、七月十六日北風つよく稲長兼申処同廿九日、八月朔日大風雨、同十七日山根通霜ふり、同晦日北風吹申付作毛悪敷、山際辺ハ猶実入無之地も御座候、右応畑形并家中へ為取置申候知行も不作仕候、稲かり仕廻申候ハ、委細以書付可申上候へとも、夫迄ハ延引罷成候付、先右之趣御訴申上置候、已上
閏八月十三日 南部信濃守

これを見た老中の阿部は、損毛穀高がわかりしだい月番老中へ報告書を提出するように指示している。

一方、遠野地方も不作であった。ここは藩内第一位の大神である八戸彦市の知行所であった(なお、この八戸氏ハ南部氏は寛永四年、一六二七年に八戸根城から遠野横田城に移された一族である)。彦市は不作の様子について、次のように藩に報告している。

覺

私知行所当六月十日前後より雨降、田畑作等長兼申候之処、八月十七日霜降、同晦日、去(閏八月)朔日大風にて実入悪鋪、畑物等は皆無之所多、稲は例年之三ヶ沓程所務可仕様見分仕候之由、且亦当夏麦作散々にて最早諸民飯料持不申、其上米穀以外高直仕候付、来春罷成候は渴人多有之、餓死人も出可申と遠野家頼共申越候、依之山野之給物等も取貯、何とぞ渴命不仕様ニと申遣候、尤御境目と申、随分相統候様仕候得と申越候得共、近年打続不作故、如何と無心元存候付て、右之趣御訴申上候、以上

閏八月廿二日

八戸彦市

しかもこのような状況では、来春になると多数の飢人が生じ、餓死者も出ると心配しているのである。

こうして元禄十五年も九月一日になると、領内が凶作なので、家中に対して次のごとく申し渡している。

一 当年御領内不作に付て、其趣 公義へも被仰上之間、銘々費無之様に致寛悟、勝手ニ成候ハ、奴界等、知行所并つて有之在郷へ成とも遣、人数減少、朝夕之飲食も随分勘略仕、相統候之様心掛可申候、前々より度々雖被仰出、猶居等縦古候共作事相止、繕迄に可仕候、勿論衣類有来を着用、新規に仕義用捨いたすへし、雖然無扨儀有之拵候ハ、絹・紬・木綿応其身帯可用之、惣て美麗を好儀堅無用之事

附、従先年被仰渡通、振廻并無詮寄合司為停止、尤嫁娶并婚礼・法事等迄輕を可申事

一 凶作付、諸士難義を被 思召、年賦之御除米金子并百石沓両金、同三駄米御救金、当暮御用捨御延被下之間、飯料等貯渴命不仕様に可心掛事

一 例年高知之面々江戸へ廻使者を以、歳暮・年頭御祝儀物差上候、凶作之儀に候之間、今年は廻使者并上物等相扣、御肴一種ツ、以幸便差上可申事

附、御家中相互歳暮、年頭之祝義取かハし、親類縁者たりといふとも一切相止可申候、勿論音信贈答堅無用之事一 火之廻相勤候輩、供廻小勢にて廻候義は不苦之間可存其旨事

一 諸士役所へ相越候砌、銘々勝手に成候ハ、人数不足に召連候義は不苦事

一面々知行所百姓共、穀物は不及申、山野之給物之類取貯、不及渴命様に申含へし、尤銘々所務非分申掛間敷事

一 御役馬従前々百石以上持来之処、元禄八年之凶年より御用捨被遊、三百石以上所持仕候、愈如其可致所用事

右之通凶作付て今度被仰出之間、急度可相守者也

壬九月日

すなわち、無用な入費の防止、飲食の簡略化、衣類の制限、振舞・寄合の禁止、渴命防止、家中相互の贈答禁止、貯穀奨励、役馬所持の規定などについて、遵守すべきことが指示されたのである。さらに酒造を厳禁する（元禄十五年九月二日条）と共に、町奉行から書付をもって、「御町之者共」へ次のように申し渡している。

覚

一 当年不作付て、御侍方并御百姓至御町人迄不勝手之上は、諸商売存様に有之間敷候間、衣類・食物等迄如何様にもいたし、渴命不仕様に銘々心懸可申候、打続凶作候故、御前にも御不勝手候得は、御救兼可被遊候間、費無之様に諸事可心懸事

附、振廻は勿論、無詮寄合堅可為無用候、尤嫁娶并葬礼・

法事等迄輕可仕事

一 凶作付、当年酒造候義御停止候之間、縦濁酒たりといふとも堅造へからず、尤他領酒一切入申間敷候、若相背もの於有之は曲事たるへき事

一 穀物等他領は不及申、御領内たりとも遠方へ猥に売出候ては、当所米穀高直可仕候之間、先達ても申付候之通、米売候者其町之検断へ為申聞、吟味之上売渡可申候、尤しめ売しめ買仕、貧民之いたミに成候仕方之もの有之候ハ、急度可申付事

一 諸人難義被思召、拜借之義年賦米金等当暮御用捨御延被下候之間、飯料等之心懸可仕事

一 前々申渡候之通、火之用心銘々急度相慎可申候、若五人組之内不覚悟もの於有之は組合相除、其上我等共迄可申聞事

附、葉売・願人坊主・乞食等之内、徒ものに紛候之間、久敷居なれ候ものハ各別、他領より新規に來候もの有之候ハ、本所へ可送返事

右之通凶作付て今度被仰付候之間、堅可相守之、若相背もの於有之は可為曲事者也

九月朔日

本堂仁右衛門
松田与左衛門

右の「覚」の内容は、無用な入費の防止、振舞・寄合の禁止、酒造禁止、米の占売・占買の禁止、そして拜借米金の年賦返済を延期するので飯料等に心掛けること、さらに火の用心、他領者の本所への返送などからなっていた。

元禄十五年の十月に入ると、次のような「口上書」を公儀へ提出することになった。

私領内凶作付申上候覚

先達て申上置候之通、当六月始より雨降、猶以土用中打続甚雨ニて冷、七月十六日北風強稲長兼申候之処、同廿九日、八月朔日大風雨、同十七日山根通霜降、同晦日北風吹申候付て稲実入悪敷、山際辺は皆無之地も御座候、元禄七年迄は三斗七升入之儀拾四方儀程所務仕候之処、当年は不作ニて漸五万九千七拾俵余出申候故、当所務八万九百三拾俵余之不足御座候、元禄八年之凶作以後作等宜年も毎年式万俵、三万俵宛不足仕候処、元禄十式年之不作には六万六千式拾俵程不足、同

十四年ニは四万九千六百八拾俵余不足仕候、右之通打続不作故、来年民飯料続兼可申と無心元存候、右ニ応、畑方井家中へ、為取置申候知行も不作仕候付て、右之趣御訴申上置候、以上
 十月十日
 南部信濃守(行)

右によれば、元禄七年(二六九四)までは三斗七升八の俵で一四万俵ほどの年貢収入があったが、同八年の飢饉年(年貢一〇万俵不足)以降は毎年二〜三万俵づつ不足し、同十二年には六万六

〇二〇俵ほど、同十四年には四万九千六百八〇俵余も年貢収入が不足したという(表1参照)。
 この「口上書」は江戸において

私領内従当六月打続雨降、猶以土用中冷、七月中旬北風強稲長兼申候処、同廿九日、八月朔日大風雨、同十七日霜降北風吹申候付て、稲実入無御座皆無之地も御座候、因茲当物成米八万九百三拾俵余不足仕候、当出来五万九千七拾俵余所務仕

表1 盛岡藩の凶作と飢饉

| 年 号 | 概況 | 年貢収納高 | 年貢不足高 | 摘 要 |
|-------------|-----|--------------------------|-------------|---|
| 元禄 七年(二六九四) | 凶作 | 一四〇、〇〇〇 <small>俵</small> | 一〇〇、〇〇〇 | 霖雨、早冷(雑) |
| 八年(二六九五) | 飢饉 | 四〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 霖雨、早冷、止雨祈禱、翌年六月までの飢人救済三四、〇〇〇人、酒造禁止、来春の参勤免除(雑) |
| 九年(二六九六) | 耕作良 | (二万、 一三万) | (二万、 三万) | 耕作良、前年の影響、酒造二分一制限(雑)、八・九年の飢人救済四九、四八七人(史) |
| 一〇年(二六九七) | | | | |
| 一一年(二六九八) | | 二二、九八〇 | 一六、〇二〇 | |
| 一二年(二六九九) | 大凶作 | 七三、九八〇 | 六六、〇二〇 | 霖雨・早冷、洪水、夕顔瀬橋一部流失、酒造五分一制限、米他領出禁止、貯穀奨励、翌年二月までの飢人救済一四、三三二人(雑)、同三月までで二〇、七八六人(内) |
| 一三年(二七〇〇) | 不作 | 二〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 前年の影響、代官所に代官二人詰(雑) |
| 一四年(二七〇一) | 凶作 | 九〇、三二〇 | 四九、六八〇 | 米他領出禁止、翌年三月までの飢人救済二、八五八人(雑・史)、累計で三、九五八人(雑) |
| 一五年(二七〇二) | 飢饉 | 五九、〇七〇 | 八〇、九三〇 | 霖雨、大風、酒造禁止、米の占売占買禁止、貯穀奨励、止雨祈禱、洪水、夕顔瀬橋一部流失、翌年二月までの飢人救済五、二二三人(雑)、餓死者一〇、五〇〇(六〇〇人(飢)) |
| 一六年(二七〇三) | 耕作良 | | | 耕作良、前年の影響、長雨、施粥、止雨祈禱、洪水、新山大橋一部流失(雑) |

註 (一)、各年代の「雑書」より作成。

(二)、一俵は三斗七升八。

(三)、摘要欄の()内の雑は「雑書」、史は「南部史要」、内は「内史略」、飢は「飢饉考」の略。

候、元禄八年之凶年より打続領内不作仕候付、来年民飯料統兼可申と無心元存候、右二心、畑方并家中へ為取置候知行も不作候付、右之趣御訴申上候、以上

十月九日

南部信濃守行馬

と修正が加えられ、十月十七日に老中阿部正武と月番老中土屋相模守政直に一通づつ提出された(元禄十五年十月二十五日条)。十一月二十日になると、「盛岡中飢人多有之由相聞候付、所々巡見仕、飢人出所承届御勘定所へ申届」(元禄十五年十一月二十日条)とあるように、城下盛岡に飢人が多く集ってきたので、巡見して飢人の出身地を調べさせている。

十二月二十五日には、凶作によって米価が高騰して庶民が困窮しているの、諸事見分のため、勘定頭の前茂平を野辺地から田名部まで、北川新左衛門と奥瀬安左衛門の両名を雫石・花巻方面に派遣した。さらに十二月三十日になると、徒党や盜賊を取締るために、花巻へは中野忠次郎、田名部へは赤前治右衛門、北閉伊へは黒沢伝兵衛、南閉伊へは横田造酒右衛門、雫石・沢内へは岩間左次平、鹿角境へは小枝指亦左衛門などの者頭が派遣されている。

こうして元禄十五年は同八年と同様に飢饉となったわけであるが、その殃禍は翌年へと引継がれることになった。

第五節 元禄十六年、前年の余殃

五代藩主南部行信(信濃守)は元禄十五年(一七〇二)十月十一日に病死したので、その七男であった久信(のちの信忠、備後守)が、同年十一月二十七日に襲封して六代藩主となった。この久信が藩主に就任した直後の元禄十六年は、「当作宜様被及御

聞候³⁶」とあるように、作柄は良かったようであるが、年の前半はなお前年の余殃を引きずっていた。

元禄十六年は前年の飢饉によって領民が困窮していたので、その救済方法について次のように指示された。

御給所百姓之内飢人有之候ハ、地頭相救申様可仕候、御不勝手付御蔵百姓飢人御救被成儀も届兼、御給所迄は御救難被成候、然共従地頭救候上ニも、統兼申訳有之候は、所之御代官へ相達改申上候ハ、御吟味被成、地頭へ御金御差積御借可被遣候間、割渡助候之様仕、当暮は右之金子従地頭其所之御代官へ直々返上可申候、已上

正月日

すなわち、藩財政が不如意のため、蔵入地の農民の救済も行き届かない状態なので、給所の救済までは不可能である。そこで給所の農民のうちで飢人がいれば、それは給人が救済することとし、その継続が困難の時には、藩から救済資金を貸付けるので、年末に返済するようにせよ、というのである。

このように飢人の救済は進められていたが、まだ不徹底なので、一月二十七日からは城下の長町と川原町の二か所で施粥が実施された(元禄十六年一月二十五日条)。その翌日には飢人調査のために、目付の石亀弥左衛門が奥筋へ派遣された。この石亀は七戸長右衛門と同様に、「飢人御救御用」を命じられていたのである(同年一月十四日条)。

元禄十六年一月二十三日には、江戸留守居役から月番老中の小笠原佐渡守長重に、次のような飢人報告書が提出された。

覚

私領内飢人、從十二月十九日当月十二日迄、式万九百五拾式人出申候、先達て度々申上候共、都合三万七千七百七拾六人有之、扶持米為取置、段々飢人出可申由、從在所申越候付、随分救置候之様ニと申遣候、追々申參次第御訴可申上候、已上
正月廿三日 南部備後守

これによると、元禄十五年十二月十九日から翌年一月十二日までの間に、二万九百五十二人もの飢人が発生したことが知られる。さらに二月十二日には公儀に対して、

覚

私領内於所々、正月十三日(より)、当月二日迄飢人壹万九千四百七拾七人出申候、旧冬より度々申上候共、都合五万五千式百五拾三人有之、扶持米為取救置候之由、從在所申越候付、御訴申上候、已上
二月十二日 南部備後守

と報告している。元禄十六年一月十三日から二月二日までの間に一万九百四十七人もの飢人が出て、累計では実に五万一二五三人にのぼる飢人を救済したというのである(表2参照)。この飢人の出所についてはよくわからないが、「七戸飢人六千人余有之由」(元

表2 飢人数

| 期 | 間 | 日数 | 飢人 | 累計 | 元禄一六年 |
|-------|---------------|-----|--------|--------|-------|
| 元禄一五年 | 二月二日〜同年二月一八日 | 七日 | 二、五八一 | 一〇、八二四 | 一月四日条 |
| 元禄一五年 | 二月一九日〜同一年一月二日 | 二四日 | 二〇、九五二 | 三一、七七六 | 二月四日条 |
| 元禄一六年 | 一月三日〜同年二月一日 | 二〇日 | 一九、四七七 | 五一、二五三 | 二月九日条 |

註、元禄一六年の「雜書」より作成。

禄十六年二月九日条)ともあるので、北奥の北郡での発生が多かったようである。
二月十五日になると、「去年(元禄十五年)凶作付て徒者有之、猶以火事可及繁多」と、「所々御門通路」の際の注意を、諸士に対して次のごとく触れている。

覚

- 一 侍夜中通路之節、家来召連挑燈為候ハ、名本承届可相通事
 - 一 急病人有之歟、難黙止用事ニて人遣候之時は、其所之判預役人へ相達、木札請取通路可仕候、常之用儀は昼相調、夜中往来相止可申事
 - 一 侍丁は御徒之者申付廻候得共、銘々拍子木為打、用心可仕事
 - 一 所々辻番、足輕無由断相勤、不審成もの往来候ハ、相改可申事
 - 一 他領者御町通候節は、無遅々様に案内を付通可申事
 - 一 挑燈持候もの成共、不審成者候ハ、相改送を付可申事
 - 一 步行火廻廻番之足輕は、木札相渡置候之間、所々御門番・辻番見改通可申事
- 右之通被仰渡之条、可相守者也

これによれば、夜中通路の時、家来に提灯を持たせていたならば名前を確認する。緊急の時は判預役人から木札を受取って通行し、不断の仕事は昼間に致し、夜中の往来は中止する。侍丁は拍子木を打たせて火の用心をする。辻番は足軽が務める。他領者はすみやかに城下を通行させる。提灯所持の者でも不審者は改め規定し、これらの事項を遵守させたのである。

酒商売は旧冬から寒造・他領酒ともに禁止されていたが、二月に入ると、他領酒の商売が許可されるようになった。ただし濁酒は厳禁されていた（元禄十六年二月十七日条）。二月十七日には「津軽越中守様御領分、浅虫より御城下迄之内、飢人三万人程」との風説を、代官の中山平兵衛が書状をもって報告している。三月二十日には、遠野の八戸彦市から知行所の窮状について、

覚

去秋以書付申上候之通、私知行所近年不作、就中去年作毛実入悪敷、在町共困窮仕、諸民飯料一切持不申餓命仕付、段々相救候得共、飢人五千余御座候、御境之地と申、何とぞ餓死人無之様申付候得共、人馬哀申林故、閉伊通御用等往還之遅々も可有御座候哉と、遠野家頼共申越、旁以無心元、右之趣御訴申上候、以上

三月二十日^①

と報告されたので、その報告書を江戸藩邸へ送付している。八戸彦市の知行所である遠野も、元禄十五年の飢饉によって「飢人五千余」に達していたのである。この報告を受けた江戸詰家老の桜庭十郎右衛門は、仙台藩との「御境近所之儀候之間、随分餓死人無之様可申付旨」を、書状（元禄十六年四月七日付）をもつ

て指示している（同年月日条）。こんなところにも、隣国の仙台藩に対して面目を保とうとする姿勢をよみとることができよう。

このような盛岡藩領の飢人の中には、葛の根や野老（ところ）などを掘って食いつなぎ、救助米の支給を受けない者が一二〇〇人余もいたという^②。

元禄十六年六月一日には、連日雨が降り続いたので、永福寺に對して「止雨之法二夜三日」の執行が命じられている。さらに六月十三日には大勝寺が呼び出され、岩手山の登山口である柳沢で「止雨之御祈禱」が、その翌日には法輪院に「止雨之法七日執行」が命じられた。そして柳沢での祈禱は六月十九日に、法輪院でのそれは同月二十日に結願し、それぞれ門札と守札を献上している。

ところが、この時の雨で洪水となり、六月十五日には「新山大橋」の南側四間目の柱一組が流失し、橋桁が落下したので、艀二艘と小船一艘を使って舟渡しとなった。またその翌日には、「新山大橋」の流失した釣木八本のうち七本を拾い上げた川原町の者達が褒美を受けている。その後、再び「新山土橋」となったが、七月二十三日にはまた二間ほどが落橋している（以上は「雑書」の該当年月日条による）。これより先きの六月十一日には、川井五右衛門と鶴飼伝三郎の兩人に對して、城下町中の飢人調査が命じられていた。

八月十日になると、元禄十六年の「酒造米書付」が老中の稲葉丹後守正通から渡された。それは「御救のため被仰出」されたもので、次のようなものであった（元禄十六年八月二十日条）。

（元禄十六年）

- 一 当末年酒造之儀、寒造之外、新酒一切可為停止候、年内若新酒商売仕もの於有之は、僉議之上可為曲事事
- 一 当暮寒造之酒分量之儀、去年之通、元禄十丑年酒造米之五

分一たるへき事

一古来より人も存、造酒計家業に仕来候所々ハ、以書付御勸定所へ相伺候上、丑ノ年酒造米高三分一之積可造之事

一來申ノ春右米高之外、造かけ候儀可為停止事

一前々より造来酒屋之外、親規ニ酒造候之儀一切可為停止事

右之通諸国ともに堅可相守、若違背之輩於有之は可為曲事候

之間、所々奉行・御代官、私領は地頭より念ヲ入相改、相違

無之様ニ可被申付候、若かくし酒造候もの相伺候ハ、其所

之奉行・御代官・地頭可為不念候、右は御救のため被 仰出

義候間、好々可有吟味候、來申年酒造米之員數ハ、來年五月

中可被相窺候、以上

未ノ八月

右によると、元禄十六年の酒造については、寒造以外の新酒は嚴禁する。寒造用の酒の量は十年の酒造米の五分の一とし、酒造專業者の場合は同じく三分の一に制限する。そして従来酒屋以外の新規酒造の禁止などが伝えられたのである。さらに九月一日には、家中の諸士に対して次のような仰渡しがあつた。

覚

一從 公儀前々被 仰出候趣、弥堅可相守事

一忠孝を励し、礼法を正し、常に文武之道無由断可相嗜事

一企新儀結徒党儀令制禁事

附、喧嘩口論可加謹慎、自然銘々於門前怪敷者有之歟、

若喧嘩等有之は急度承届、目付へ相達へし、事にも成間

敷儀を見なから免事いたさしむへからさる事

一衣裳之品不可過羽二重・絹・紬、百姓以下井下々ハ紬・

布・木綿可着用之、惣て奢たる儀令停止事

一銘々知行之所務定之外、非分を申懸領知亡所にいたすへからさる事

附、百姓ハ不及申至下々迄、对諸士慮外いたすへからさる事

一物頭は組之者へ非分之儀申懸間敷候、勿論組之者ハ頭より

申渡義不可及違背事

一婚礼・葬礼等之規式必分限輕可仕、振舞之義、嫁娶等之出

合ハ二汁五菜たるへし、何ぞ祝義有之、親類縁者寄合、料

理相出候ハ、一汁三菜に可限事

右之条々堅相守へし、町人ハ町奉行、百姓ハ代官、組付ハ其

頭、下々ハ其主人、銘々支配へ急度可申渡者也

元禄十六年九月一日

これは前年の飢饉によって社会が動揺していたので、まず武士層をひきしめることが必要であつたのであろう。それゆえに、まずはじめに幕法の嚴守と文武の奨励がうたわれているのである。

この仰せは「町人ハ町奉行、百姓ハ代官」とあるように、全ての領民にも伝えられたのである。

十月十日には、城中柳の間において、家老の中野吉兵衛と榎山五左衛門が列席し、御用人・町奉行・御吟味・目付・勘定頭などに対して、「近年凶年ニ付て、御家中諸士困窮之由、依之何とそ御救被成度被 思召候得共、何も存之通御不勝手故、思召之様不被為 成候」と、家中諸士が困窮しているというので、何とか救済したいと思ふけれども、藩財政が不如意で思ふようにならないことを伝え、さらに「当作宜様被及 御間候得共、御家中へ諸御借物、当暮御取上被成儀御用捨被成度思召候」と、今年の作柄は良いようなので、家中からの借上は行わないことを申し渡していたのである。

なお、「雑書」元禄十六年三月二十一日条によると、「榎山五左衛門加判被仰付之由、毛馬内蔵人從江戸今日来着、則時^⑧御意之趣五左衛門へ申渡」と記されているので、榎山五左衛門隆常は同年三月から加判役(家老)に就任していたことがわかる。

おわりに

本稿では、盛岡藩領における元禄十五年(一七〇二)の飢饉に焦点を当てて考察すると共に、その前後の年の状況についても検討してみた。これまでの検討からもすでに明らかのように、元禄十五年は主として夏からの天候不順による冷害と大風が原因で大凶作・飢饉となり、年貢収入はわずかに五万九〇九〇俵(一俵三斗七升入)しかなかった。これは元禄七年の年貢収入一四万俵の四二・二パーセントにすぎなかった。

このように元禄十五年は大凶作であったため、多くの飢人と餓死者を生み出す結果となった。「雑書」によれば、元禄十六年二月までの間に飢人五万一二五三人を救済したという。さらに「飢饉考」をみると、餓死者二万五〇六〇〇人と記されている(表1・2参照)。「雑書」に記録された飢人数は、藩から救助米の支給を受けた人数のみである。したがって現実には、葛の根や野老(ところ)などを掘って食いつなぎ、救助米の支給を受けなかった飢人もいたのであるから、実際にあたっては、この数字以上の飢人が生じていたことになる。盛岡藩では城下に集まった飢人に対して、元禄十六年一月二十七日から長町と川原町の二か所で施粥を実施し、その救済を当ったのである。

註

(1) 細井計「襲いくる凶作・飢饉」(同責任編集『凶説岩手

県の歴史』、河出書房新社、一九九五年一〇月)一六〇頁、同「飢饉」(川本忠平総監修『岩手百科事典』、岩手放送株式会社、一九七八年一〇月)、一七〇頁。

(2) 滝本誠一編『日本経済大典』第二十六巻(明治文献、一九六九年八月)、五二八頁。

(3) 同前、五三三頁。

(4) 同前、五二六頁。

(5) 小鹿島果『日本災異志』(思文閣、一九七三年二月復刻)、一〇五四頁。

(6) 滝本誠一、前掲書、五二八頁。

(7) 盛岡藩の四大飢饉の概要については、細井計責任編集『凶説岩手県の歴史』(河出書房新社、一九九五年一〇月)、一六〇〜一六四頁で触れておいた。

(8) 細井計「盛岡藩領における元禄八年の飢饉」(『岩手史学研究』第八十号、平成九年三月、二五四〜二七七頁。

(9) 細井計「盛岡藩」(木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』第一巻北海道・東北編、雄山閣、一九八八年一〇月)、六一頁。

(10) 細井計「南部行信の世子について」(『岩手史学研究』第七十九号、一九九六年二月)、五二〜六一頁。

(11) 細井計、前掲註(8)論文、二五四〜二七七頁。

(12) 盛岡市中央公民館所蔵。なお、「雑書」の解題については別稿を用意しているので、本稿では割愛することにした。

(13) 森嘉兵衛『日本僻地の史的 연구』上巻(法政大学出版局、一九六九年八月)、八八四頁。

(14) 滝本誠一編『日本経済大典』第三巻(明治文献、一九六六年七月)、二二頁。

- (15) 細井計、前掲註(8)論文、二五五〜二五六頁。
 (16) 同前、二五四〜二七七頁。
 (17) 細井計責任校閲『盛岡藩雜書』第七卷(熊谷印刷出版部、一九九三年二月)、七五二頁。
 (18) 同前、七二四〜七二五頁。
 (19) 横川良助『飢饉考』(岩手史叢第八卷、森嘉兵衛監修、岩手県文化財愛護協会、一九八四年六月)、一九頁。
 (20) 細井計、前掲書第七卷、九六〇頁。
 (21) 同前、九六〇頁。
 (22) 同前、七九六頁。
 (23) 同前、七九八〜七九九頁。
 (24) 同前、八二七頁。
 (25) 同前、九一七〜九一八頁。
 (26) 同前、九五〇頁。
 (27) 同前、九六〇頁。
 (28) 同前、九六七頁。
 (29) 同前、九七六頁。
 (30) 同前、九七九頁。
 (31) 同前、一〇二三頁。
 (32) 同前、一〇四四頁。
 (33) 同前、一〇七九頁。
 (34) 同前、一〇八二頁。
 (35) 細井計、前掲註(10)論文、六〇頁。
 (36) 細井計責任校閲『盛岡藩雜書』第八卷(熊谷印刷出版部、一九九四年二月)、二三五頁。
 (37) 同前、一六頁。
 (38) 同前、一八〜一九頁。
 (39) 同前、三〇頁。

- (40) 同前、二一〜二二頁。
 (41) 同前、二四〜二五頁。
 (42) 同前、三七頁。
 (43) 同前、六二頁。
 (44) 同前、一一一頁。
 (45) 同前、一九八〜一九九頁。
 (46) 同前、二〇六〜二〇七頁。
 (47) 同前、二三五頁。
 (48) 同前、三八頁。

(昭和六十三年三月三十日成稿)
 (平成九年六月二十八日改稿)
 (岩手大学教育学部)